

安田町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

高知県 安田町
安田町長
安田町議会議長
安田町教育委員会
安田町選挙管理委員会
安田町代表監査委員
安田町農業委員会

1. はじめに

安田町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第19条に基づき、安田町長、安田町議会議長、安田町教育委員会、安田町選挙管理委員会、安田町代表監査委員、安田町農業委員会（以下「安田町長等」という。）が策定する特定事業主行動計画である。

2. 計画期間

本計画の期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間とする。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

安田町では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、管理職及び職員に対して研修会や情報提供等を実施する。

また、啓発資料の作成・配付等により、行動計画の内容を周知徹底する。

4. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第19第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、安田町長等において、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行い、当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、安田町長等の対象職員は少数であり、かつ、町長部局において一体的な人事管理を行っていることから、全体を通算した目標数値を設定する。

1. 令和9年度までに、管理的地位にある職員に占める女性割合を、令和3年度の実績（38.9%）より2%以上引き上げ、40%以上にする。

2. 令和5年度から令和9年度までの間、配偶者の出産に係る入院などのために特別休暇を取得できることとなった男性職員全員が特別休暇を取得する。
3. 令和5年度から令和9年度までの間、夏季休暇を取得していない職員の割合を、令和3年度の実績（3.8%）から、0%にする。
4. 令和5年度から令和9年度までの間、夏季休暇を3日間取得していない職員の割合を、令和3年度の実績（34%）から、0%にする。
5. 令和5年度から令和9年度までの間、年間の時間外勤務時間が100時間を超える職員を無くす。
6. 令和9年度までに、時間外勤務を行った職員を令和3年度の実績（97.5%）から50%引き下げ、50%以下にする。

5. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

4. で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

なお、この取組は、安田町長等において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

1. 令和5年度からも引き続き、係長・課長補佐・課長の各役職段階への任用を念頭に置いた人材育成を、職員研修及びOJTを通じて行う。
2. 令和5年度からも引き続き、配偶者の出産に係る特別休暇の取得対象となる職員に対し、所属長が休暇制度等を直接説明するとともに業務上の配慮を行い、休暇取得を促進する。
3. 令和5年度から令和9年度までの間、管理職員自らが夏季休暇3日を計画的かつ着実に取得する。
4. 令和5年度から令和9年度までの間、夏季休暇取得月間としている7月から9月までの間、計画的に休暇を取得することができるよう、管理職員は所属職員の業務進捗管理を的確に行う。
5. 令和5年度からも引き続き、超過勤務の縮減に向けて繁忙期の把握及び業務の洗い出しを行い、所属単位のみならず全庁的に臨機応変な事務分担により、繁忙期における業務の平準化を図る。
6. 令和5年度から令和9年度までの間、毎週水曜日を一斉定時退庁日として定め、定時退庁をする職員の割合を毎年度80%以上にする。